

(大分海区漁業調整委員会 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。

令和七年三月二十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

一 禁止区域

地 区	域		止区域
佐賀関半島地区	一 大分市大字佐賀 関高島全域 二 大分市大字佐賀 関牛島全域	関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、薦島、平瀬及び権現落を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面	いそ釣りのまきえの使用禁止区域
津久見市四浦地区	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）	次のイからハまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ） ロ イから佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線上七百メートルの点 ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	
保戸島地区		津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面。ただし、保戸島と津久見市大字四浦との境界（ともうちばえ）から大分市大字佐賀関島東端見通し線及び同境界から佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線以西の海面を除く。	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島及び沖いそを含む。）

津久見市 無垢島と 同市保戸 島との間 の海域 (スカ漁 場)		次のイからニまで及びイの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。 イ 津久見市沖無垢島東端 ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台 ハ 津久見市大字四浦間元鼻 ニ 津久見市地無垢島西端	
佐伯市鶴見地区	一 佐伯市鶴見梶寄大濠から同市鶴見と同市米水津との境界に至る間（沖いそも含む。） 二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵埼先端から同市鶴見丹賀浦女郎埼先端に至る間（沖いそも含む。）	一 佐伯市鶴見宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における同市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。 1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 2 宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内（高手島及び小間島を除く。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面	

注 大分県漁業調整規則（令和二年大分県規則第六十六号）第三十四条の表の第五号及び第四十条に掲げる区域を除く。

二 禁止期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで